

内子町分別収集計画

令和元年 6 月 18 日

1 計画策定の意義

内子町は、「キラリと光る エコロジータウンうちこ」をキャッチフレーズに掲げ、町を貫流する小田川をはじめとする豊かな自然の中で、町内各地の特色のある地域文化を大切にしながら、小規模であっても生き生きと輝く町づくりをすすめている。

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、また運搬コストもごみ処理費用の中で大きなものとなっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の内白色トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

（単位：t/年）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
容器包装廃棄物	784	774	765	755	746

6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する、なお、実施に当たっては、行政、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、住民、事業者にごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・マイバック運動や店頭回収の推進

買い物する際にはマイバッグ持参を呼び掛けると同時に、スーパー等で実施されているペットボトル、食品トレイ及び牛乳パック等の店頭回収を推進していく。

加えて、簡易包装や量り売りなどのごみ減量についても協力店舗を中心に推進していくことを検討する。なお、協力店舗については、公表するシステムも検討していく。

・「プラスチック・スマート」キャンペーンへの登録

不必要なワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制の取組等を実施し、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより“プラスチックとの賢い付き合い方”について、内外に発信する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2号第3項）

内子町が有する機材や作業員の確保等の収集体制、分別するための処理施設の整備状況、住民の分別に対する協力の度合い等を勘案し、次の表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主にアルミ製の容器	資源ごみ（空き缶）
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	資源ごみ（空きびん）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（アルミニウムが利用されているものを除く。）	資源ごみ（古紙）
主として段ボール製の容器	
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ （ペットボトル・発泡スチロール製容器）
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	12.7		12.5		12.4		12.2		12.0	
主としてアルミ製の容器	16.7		16.5		16.3		16.1		15.9	
無色のガラス製容器	(合計) 51.8		(合計) 51.1		(合計) 50.4		(合計) 49.7		(合計) 49.1	
	分別処理量 51.8	独自処理量	分別処理量 51.1	独自処理量	分別処理量 50.4	独自処理量	分別処理量 49.7	独自処理量	分別処理量 49.1	独自処理量
茶色のガラス製容器	(合計) 58.9		(合計) 58.2		(合計) 57.4		(合計) 56.7		(合計) 55.9	
	分別処理量 58.9	独自処理量	分別処理量 58.2	独自処理量	分別処理量 57.4	独自処理量	分別処理量 56.7	独自処理量	分別処理量 55.9	独自処理量
その他のガラス製容器	(合計) 14.8		(合計) 14.6		(合計) 14.4		(合計) 14.1		(合計) 13.9	
	分別処理量 14.8	独自処理量	分別処理量 14.6	独自処理量	分別処理量 14.4	独自処理量	分別処理量 14.1	独自処理量	分別処理量 13.9	独自処理量
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1.3		1.2		1.2		1.2		1.2	
主として段ボール製の容器	70.8		69.7		68.6		67.5		66.5	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 24.9		(合計) 24.5		(合計) 24.2		(合計) 23.8		(合計) 23.4	
	分別処理量	独自処理量 24.9	分別処理量	独自処理量 24.5	分別処理量	独自処理量 24.2	分別処理量	独自処理量 23.8	分別処理量	独自処理量 23.4
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.6		(合計) 0.6		(合計) 0.6		(合計) 0.6		(合計) 0.5	
	分別処理量	独自処理量 0.6	分別処理量	独自処理量 0.6	分別処理量	独自処理量 0.6	分別処理量	独自処理量 0.6	分別処理量	独自処理量 0.5
(うち白色トレイ)	(合計) 0.6		(合計) 0.6		(合計) 0.6		(合計) 0.6		(合計) 0.5	
	分別処理量	独自処理量 0.6	分別処理量	独自処理量 0.6	分別処理量	独自処理量 0.6	分別処理量	独自処理量 0.6	分別処理量	独自処理量 0.5

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率平均（平成26年度から平成30年度の過去5年間の人口変動率平均）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
16,103人 前年度比 -1.55%	15,853人 前年度比 -1.55%	15,607人 前年度比 -1.55%	15,365人 前年度比 -1.55%	15,126人 前年度比 -1.55%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現在の収集体制を活用し行う。

なお、現在、住民団体や事業所等による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集を実施する容器包装廃棄物については、内子町リサイクルセンターで選別、圧縮、保管する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・住民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、住民や事業者、行政が協力して、分別収集推進体制を整備するよう指導する。